

このパンフレットは、「軍転法」施行六〇周年を記念して刊行された。

「軍転法」とはなにか。本パンフの「はじめに」にて、「旧軍港市軍転法」は、基地の町を「平和産業港湾都市」へつくりかえるために、国の必要な支援を定めた特別法」とある。

太平洋戦争直前に横須賀市は、「高度国防国家完成のため名実共に完備せる世界最大の軍港都市の実現を期す」とした市是を制定して（一九四一年四月）、一九二二年から投入されてきた「海軍助成金」が、その翌年には、市の歳入の一〇％を超え（最大は二五・四％）、そして敗戦を迎えていく。

敗戦になって、米軍の占領開始で、市内面積の二〇％（市街地の四〇％）の旧軍財産が接收され、「基幹産業」の海軍工廠は解体、軍人・徴用工等、軍事関係の人口はもちろん激減し、市の人口は半減したといわれる。

そうした惨状を救うべく、同じような状態であった旧軍港の呉市、佐世保市、舞鶴市ト併せて、対象とされて制定されたのが「軍転法」である。

その支援の中身は、「国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合においては、国有財産法第28条「普通財産の譲与」に規定する制限にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対して、普通財産を譲与しなければならない」（第五条）というもの。ここで「普通財産」とは旧軍用地のこと。通常は厳しい制限のある国有地の譲与であるが、旧軍港市については、軍事目的からの転用＝非軍事（平和）利用のために、譲与しなさいということだ。

本パンフには、この「軍転法」の成立の経緯が、詳しく、また、わかりやすく解説されている。旧軍港市である四市のみ対象とした地域限定の法律故に、憲法95条の規定で、「住民投票」を経て成立されている点なども興

味深い。

しかしなによりこのパンフの意義は、現在の視点からこの「軍転法」を見据えている点だ。

パンフは、「軍転法」第八条に「旧軍港市の市長は、その市の住民の協力および関係諸機関の援助により、平和産業港湾都市を完成することについて、不断の努力をしなければならない」と記されていることに注目し、さらにその二項に「旧軍港市の住民は、前項の市長の活動に協力しなければならない」とあることに注意を喚起している。

## 海軍カレールと「軍転法」 旧軍港市市民と市長の「不断の努力」を考える 非核市民宣言運動・ヨコスカ／ヨコスカ平和船団

2010.3.14  
2010.4.2  
200円

2010年3月14日刊  
(4月2日加筆)  
A5判・48ページ / 200円

パンフのつよい平和への思いを感じ取れるのは、『軍港』や『基地』といったイメージは避け難いものであり、これらのイメージを取り除くよりも、むしろ『軍港』や『基地』と言った知名度を生かし（市の「観光懇話会報告書」たとされる「海軍カレール」というネーミングへ以下のような問題提起である。

「130年以上も基地の街としての歴史がある以上、この町の歴史に依拠して町おこしのシンボルを考えようとすれば、どこかで負の遺産と向き合わざるを得ないと私たちも考えます。だから、一切「軍事遺産」はだめと言うつもりはありません。向き合い方が大切ではないか、そう述べているのです」「そうした

歴史を見通した上で、町おこしのカレールを、たとえば「ヨコスカカレール」と命名する。そんな歴史に対する、軍港市民としての謙虚さが求められているのではないのでしょうか。／それではインパクトがない。だから『海軍』だ、というのであれば、そこにこそ問題があると、私たちは思うのです」。

「旧軍港市」であり、現在も自衛隊・米軍の町に暮らしながら、反戦平和の主張を声高でなく、地道に生活に密着したところから持続的に上げ続ける活動に頭が下がる。

（反安保実事務局）